慶安如裝考

裏

和書門
類
一七六一一號
一五八函
一一架
四冊

内閣文庫
和書
類
一七六一一號
四冊
八四函
三架

内閣文庫
番號 和 17611
冊數 4 (2)
函號 184 48

国立公文書館
National Archives of Japan

歴世女装考 巻之二・前編之部

目録

一 象牙の櫛
二 蒔絵の櫛・三ツ櫛
三 塗櫛・青貝の櫛
四 瑇瑁の櫛 俗ハ べっこう
五 瑇瑁を班ゝ作る起立
六 朝鮮べっこう・たぐの事
七 横櫛
八 二枚櫛・湯女の事
九 櫛占
十 櫛をかんけつもいひ事
十一 櫛を投て親子の縁を断
附 櫛ハ人ゝ贈ぬ物といふ事
以上 櫛條 終
十二 神代の首飾・笄
十三 笄と髪の飾ゝ挿たるる起立
十四 孝謙天皇の御簪
十五 髪筋をかんげつといふ事
十六 さんばゝとの髪のかざり
十七 唐國の釵子

浅草文庫

十八 兩てんのかんざし
廿 今の如くかんぢ紙さしたる肇
廿一 南天樹の釵子
廿二 歩摇 簪
廿三 後刺・青龍刀のかんざし
廿四 裁細工の花かんざし
附 髷結ひ・前刺
廿五 釵ふ耳搔を作り添し始り
以上首飾終
廿六 神代の髪乃風
・古今種々の髪ぶ風三の巻ふ亘る

巻之二目録終

歴世女装考巻二

江戸 岩瀬百樹 編撰

一 象牙の櫛

今市中の婦女ゆつぷら象牙の櫛を刺せ是い和漢とも甚古し御国い延喜式の彈正式千年ふ内書「凡内命婦三位已上聽用象牙櫛云云」とあり案ふ當時今の如く瑇瑁の櫛あゝ象牙を重くいせまゝ二位已上ざうげの櫛を聽しあへをこ位以下い木櫛ゐる事推て まるべし ことふ櫛をゆるせとあるい平日櫛をいちまるふあるぞ帝へ御倍膳の時のみ櫛後刺ありあを世この御制也倍膳の時是ふあづる女中のみ歯髪をむすびあげて額へ櫛を刺ありかゆうふゐる義ふしたゝうめてい髪の元御膳具へふをて穢やせん又い髪の元ぬりかりなるをもしたかゆをたび其手けづるゆゑ櫛のてかたをたるもん為めもあるめり

江家次第 大江匡房卿延久以後の御儀式の記立太子の下「幼宮時女房四人為倍膳上一本髪女藏人四人以上傅供」とあり

又

禁秘御抄 順徳院宸作・案ずるに河海抄より此御記を引て建暦御記とあるも此帝御即位の時なるべし 按ずるに此御記に建保六年に成る物也考証文多れば省く

御膳の事の下に「女房上髪三位已上釵子許暑氣頃凡聽不上髪」とあり案ずるに髪をさぐるしおくに常也 髪を後上げゆへに御ぐしの時あり 髪のふりかたゝるべし 案ずるに今貴門にさるくとも髪をあげる時あり 髪のふりかたゝるべし

仕ふる女中の表使といふ者のみ櫛を刺も右の支れ遺風なるやなるべし又

源氏 花の美 ふ未摘花のめしつかふ女中のさまを源氏君見て「ちはやぶる櫛を額 内教房 内侍所 たれて」とあるひき・あけうだう・あいけうだう・かるのぞものあるかやくあり」孟註に・法度をたもつべきの法度を可愛 明註に・倍膳に候ぬる格とき寸と本儀也 障折 ぐしみ物のさゝくをれる」とあり磨くとあるは象牙の櫛なるべし又

類聚雑要抄 大治五年中宮立后 中宮より后に玉ふ俗のよろ入り 御料具の中に御櫛品くある内に象牙の櫛もあり此等の支ぐしみ拠て千年以前も今とおなじやうに象牙の櫛をもちゐられたるべしと近くは

俳諧かれ笠 延宝三年集 同五年板 「いざ取りて庶に青苔」

塗り豆駄 付象牙の小櫛髪筋の露」又

人倫訓蒙圖彙 元禄三年板 職人之部 櫛挽の

図に「櫛は伊須黄楊等其外諸の唐木・象牙・玳瑁を以て造り時繪金具を以て彩り各下細工人あり唐櫛は唐より渡る其外大坂長町にて造る又按槩曼を高ふ也・竹・角・象牙・鯨の髭を以て造る」とあり

弘化四丁未 百五十三年以前なり當時いまだ笄を飾み刺ざし半・竹・角・象牙・鯨と有也 知るべし 本文に按槩とあるは誤字 猶かゝげの条に

又

一代女 大坂伊原西鶴作 貞享三年板 巻三

とゝふ者のさまを「顔に白粉眉あれて墨尺長の平髪を置ふかけて櫛花香の雫を抜くまで象牙のさし櫛大きくうるげ気をつけて挿」とありこれ今より百八十余年前のむかしいまだ櫛のかたちを見ず

櫛をさすを「よろぼえ気付て」とゝいひ

支まくみゝらるゝあてまるべし 吉原の妓天明の比八月二日の紀行 櫛笄なるべし

書く必ず櫛をけづるあゝしとこそ・延宝・天和・貞享・元禄 此間廿二年なり の間浮世絵師菱川師宣が肉筆にも板本にも女の櫛をけづるを多く元禄のち廿年

可を歴て正徳のころ西川祐信が女繪の櫛をさしる図佳く見也是より
廿年ばかりのち元文双素の繪のも櫛更まげくらん明和のころ江戸の市中
翁結櫛をさせ風俗のあり支真須の絵ども見て思ふ今の如く市中
の女やうの櫛をさすもとより八十年以来の風俗の櫛をさすは丸髷をかた
ばかりの為の私事なれども武家ばかりは櫛をさぬを礼儀
とせる前ふりる延喜式に「櫛を用を曦」とあるも櫛をさすの私なる儀
べし然れども今市中の婦女の櫛を禮儀の物として嫁入り道具の一つにかぞへる
僻支なるべし時勢の風なるべしありぬべし 頭のうぶつ〻みまるゆゑ
象牙を頭の飾りとせしは 詩經 偕老篇の註に 象櫛・女子の首に著男子の佩之と
あるべ後の物なれば櫛もこんなる式かたぬき置されどさのみにて棄つ

二 蒔繪の櫛・三ツ櫛

蒔繪の唐土の描金とのひて 描金 和漢ともいと古くよりあり物也さて古云ふ事を

いふはまべで真物を美称詞なれば万葉集に玉櫛・玉ふ櫛などは賦しに玉りてかざり又は
まれ名ども云る櫛をいひしも本櫛を玉ふるまでと思る遠禮門院の仕へる
女房 右京大夫家集 に「やまのもどろやあのこ紅の人の中納言と同じ
ころぶせちふ五節をとひきこえしたびしをたびたるのうすやうあり中分をぶ小船
むまびたるこ櫛にけりるぶ・おのりあるぬかをもけりまたる・河内守さる
小船よりのふきをよすることを・あるまでもよせるふ船をもこれるかる
いろのそでまる」あふ「あいにあをぶむまびたるこ」とあるは蘆分小船と描金
櫛ときこゆ然ものようは 枕のけしのぶ 物 に「さーぐーむまびせをみーげるも又
うるーおりの人は我身ありまさうてうを」とあり此むまびせをとあるも紅
なる櫛の支ときこゆ推量まるふ二位以上象牙の刺櫛なれば二位以下は本櫛
なるべ半編み及びたるを毎地の本櫛あるべ塗りまるもまつ
・むまびとは結構の文字みく物を作る支みや浅学なるをもおりひ得ぞ又

雅亮装束抄 巻上 五節所の変とゝ(下ゐ)「あをそゝ・まそゝ」とあるハ形物なる
ホ櫛 蒔繪なる ホ櫛と同じもかくもゝ今ちすまゝ多の櫛ハ七八百年来あり
へ歴し物也 元服法式 永禄年中の物写本 「櫛ハ三ツ具ゝり中 畧 御櫛三ツ・解・篦・細・桐・
蒔繪也 解ハとゝ篦ハまゝ櫛あり細ハゑん櫛あり」とあり今もいゝ三ツ櫛の名古ゝ
事ありとゝみ篦とあるハ今もいゝ唐櫛又まゝもの変あるべ篦とゝゝうゝ歯をゞ所みて
作りて篦に似るゆゑの名なるべ唐櫛とハ世物始ハ唐土より渡りしゆゑ 正字通ホ
「竹篦除髪垢者」とあり又迦くゆゑしまゝ多のゝハ 諸艶大鏡 貞享元年大坂板 大
坂の湯女どもゝみの客の紋所とまゝ多ゐまる櫛をいくまのもこゝらゝあゝて客の
来る後ゝて其の客のゆん所の櫛後ちまゝ変をいゝり又 一代女 同人作 貞享三年 大坂新町の
遊女ら蒔絵の紋櫛をさゝ事ゝありしをいゝり又 俗説もぐ 同作 巻四ゝ庵形ゝゝ本櫛
ホ切金入りの折菊を蒔絵ホまる櫛を町の富家のむまゝあゞさゝとをいゝり江戸ホ
事始の沈まゝ多櫛流行ゝと古元結ゝまゝり又櫛の峯ホ根のゆくゆんとをるホ海

繪ゝたる物ゝあり明和ホ多ゝまゝ多ゝれ堅ハ一すゝ六分横六ゝ斗りの甲の櫛
ホの櫛ゝありしゝぞ 横長のゝゝあるハ 櫛ゝ艸ホもゝ 天明ゝり後文化ゝゝ四十五年の間ハまゝ
多のゝゝ世ホまゝり近年もゝホゝりて蒔繪の本櫛ゝあるハ民婦樸とゝゝべ

三 塗櫛

○塗櫛も古ゝ 明月記 定家卿の日記也 建暦三年十二月十二日の所ゝ 今ゝゝ六百余年まゝ多ゝ
写本ホゝ流布ゝ
「今日風流櫛構出贈之 按察火桶 細註押錦以櫛為炭以白物為灰櫛廿枚
入之 下畧」とあり古ホ風流とゝゝハ俗ホゝゝぐゝりゝのかゞゝりゝとゝゝ変風流の事 百練抄巻
十五ホも見ゆ ゝり安察火桶とハ大なる火鉢の事ゝある紙綿ホゝ押櫛を炭とゝゝ白物
を灰と見せゝるゞ櫛ハ廿枚入りゝとゝり是ハ五節の舞姫ホ公卿ゝたちゝのゝく
風流をゝくゝ出物とゝゝ帝の御前ゝちゝきゝあゝうゝかゞゝりゝあゝゝ舞ゝてゝのゝち
新姫ホゝゝまゝるゝゝり雅亮装束抄五節の事とゝゝ下ホも「風流ゝゝゝゝゝゝゝ
ホゝり」とゝゝ・さゝて定家卿の風流ゝゝ櫛を炭とゝゝ色ゝゝゝゝハ黒ぬりの櫛

ゐるべし火桶などば朱塗もありて火と共をもゆるゝこともあり六百年以上よりあるべし物ゐり又青貝の櫛もあり「落久保物語」巻四に「貝まきたるくし」とあるは青貝の櫛なり此外にも○用云立節の舞などの事は大内ゆく毎年十一月中の丑の日より辰の日まで四日の間御儀式あり辰の日は公卿の家々のいまゞ男せぬ赤通女をえらばせまひて髪をせきをもゆ尾を畳明の帝會とのゝ

四 瑇瑁の櫛 俗みのゝべろゝ

瑇瑁の櫛并御國の古昏あゝ所見あゝ但し装束の石帯に用ひしは古くゐんたり瑇瑁の瑇の字玳に作るは俗字なりと字書にあるゝ毒の字に从を唐土にて忌しうさて「異本枕の草紙」に「さうふのけしうし」とあるは玳瑁の櫛ぞふきとも也といまゞ考証をえぞ又「新撰六帖」光後「河の瀬に浮る亀みけう櫛ぞ見しせゐぐうの若しありける」とよみたるも玳瑁の櫛ときと

也とゞ給うまぞ是は西土晋の世の干宝が作の「搜神記巻十四」に見へる故実我よみたるゐまたひさたる亀のうゐるは刺櫛のやうなりとのゐあり其故実は洪の灵帝の時江家とのゝ両の黄氏七人の母盤中に浴しく久しく不起変じて亀と為婢驚き走りて家人に告る若の間に亀轉て深淵に入りぬ其後時々出て我見るに初浴せし一銀釵を着けるに猶其頭にあり於是黄氏累世敢亀肉を不食」以上搜神記一条此釵の故実もあれば浮たる亀の櫛のやうにみえるこの心の奇ときこゆ此哥の事学友山嵜美成ぬしが著たる天保十年先年抄録ありたるがかの書に玳瑁の櫛并西土より秦洪以来あり事緒書に見へたり（此頃校本三養雑記巻の三にえたれどもこの記も）

雲頭の瑇瑁櫛を為之と「壮堂記」にもえとうゝ又「格致鏡原」に晋の東宮旧事を引て「太子納妃有瑇瑁梳三枚象牙梳三枚あり」とあり（櫛あるべきゝ）もうるさゝ御國に中昔以来四百年前京都室町家の日記どもに女中の事どもあまゝ

えんなどゞ髪のかぶりふたいまのを用ひ事更ふえぼ業るふたいまのを髪ぬかざう物ふ作りたゞあゝふ髪の結ひ風ゐでまたそのちぶんつけ油といふ物もいできたるうの事なるべし　髪の結ひぶり・ぶん分油のたゞまり下ふのべし

笑委集　天和年中の作　写本巻の十二ふ

「七ゞいでうろまゆうぶくまふ駒上のさま　たゞまふ羽二重白小袖郡内のどぶん鳴あさぶの糸て縫る定紋の三ツ柏五ツ目つけ桃色の裏付て一尺五寸の大振袖を上ふかさる横中ぬき紫帯二重ふきまゆこと」

うしろみて　うしろみて　ぬたまび黒髪鳴田とやふゆひあげ銀文字ふ蒔絵かたる玳瑁の櫛をて前髪をおさへ紅粉を以て面をいろぶりさて

あてゆふみいでなちけり」とあり　ものをみく玳瑁の櫛をかざりふけらる附式をまゞ此書俗作宝ゞど万治をさる変遠うぬ入の實記之本文ふ七とあるは人のまゞおとゝ馬上の変ハ天和二年三月あり けるより　此ものもの事ふもの一挙　本書ふ法ものもの也　あゝふ袖の長一尺五寸を大振袖とふ　ふ　ハ着ハ袖のうけみどかりしゆゑあり振袖ハ起立沿革の事ども　ハ衣服の部ふ　ふべし・さてむ　ふべうふの價廉かりし証拠ハ

諸艶大鏡　大坂の西鶴作　天和二年板

三の巻大坂の蓮葉女の宿屋の事を「ゞのうの櫛ゞ本蒔絵ぬそこ文五ゞぐでるるゞどくゝさーふまんて意ゆさあぬべし」とあり此比及ハ一枚甲の挽板あり特の櫛ふ本蒔絵ぬるゞこ文立分あり本の字ある玳瑁ぬ紀多玳二文とまれバゞのうふきぬ元の櫛一枚一文五分也又

賢女心の鏡　其頃作　延享板　抄録　柔次ゞ脱せり

「結ゞ娘の髪ゆふをて　ふふ挑の外ハ蒔絵の木櫛ふ黒さ弁を　ゞべ　けて花をゆしふ要のあさまをこれバ透玳瑁の櫛をさ　弁の外ふかんざしとゆうの人物何の用ふ変ぞ」とあり是ハ此作者ゞ此姑を六十四五とゝて花をゆし元禄の太ゞめの質素をいたゞて時ふ當る延享の婦女を風俗ぬる文ゞ　元禄と延享の間五十年ぬうる　以て花美ふ移ゞ玳瑁ぬべし此時より廿年ぬうり後宝暦ふいうて稍ゝ侈靡ふ移りとんて

俳人容儀　宝暦上三年京板　芝居見物の事ふ「法ふ七ぬゞの櫛をふみくぶいて　けのたれふんの此櫛さす事ゞあると取込の中での丈婦いぶらひ」とあり　ふふ七ぬの髪つゝの櫛ぬるべし是も作者ゞ時世の風俗ぬ引

なる書の天和二年ゟ之の櫛一双立分ゟし迄八十年ゟ後宝暦ゟ有て
七両の櫛ゟ驕奢太平を追ゝ冨也ゟ猶ゟ之の櫛笄の変ゟ和
ゟ以来の浮世草子ゟ有まゝ云れど例のうるさゝれば不引

五 瑇瑁を班ゟ作る起

瑇瑁を瑁ゟ作るゟ通じて鼈甲とゟゟ誤ゟ鼈ハまつぽんの変ゟ有けれど
たゞ甲ゟとゟひて通用ゟ〻やゟ多ゟ之ゟ有ぬべし瑇瑁ハ四ツの肉翅を以て
手足と手下の圓をゝて甲ゟべし雄を瑇瑁とゟゟ雌を蠚蠚とゟゟ本草南海ゟ出る
物とゟゟ本草記聞の説ゟ「蠚亀ゟ能似て頭ゟ觜ゟ鷹ゟ爪ゟ如し
前足長く後足短し皆鱗ゟ爪ゟ背甲ハ亀の如し甲段ゟ重りて十二枚
ゟ船来ゟるハ片々ゟるのみ又全骸ゟるゟ船来ゟ」とゟゟ此物ハ月ゟ近き事
五六度高ゟる大熱国・已丹・真臘ゟゟ物産家ゟゟ

和漢三才圖會

正徳二年板 四十六介甲の部 瑇瑁の下ゟ「近頃工人鏇櫛歯折者聊不見其痕但炙温接

之耳」とゟゟ有ゟ之ゟ寺鴻良安翁此書を作ゟ〻頃今の如く多ゟ之の透ゟのみ
断截接合変ゟべ右の文の下へ其事をゟゟべゝゟゟゟゟ折ゟるを法ゟ事のこ
ゟて今の職術ハゟゟ〻ゟれゟゟ〻ゟく事ハ何世の比及ゟゟ
ゟん其源を尋ぬべと正徳今ゟ百三十年ゟ以来の書
ゟを俗ゟゟ〻ゟ〻ゟ尋ゟるゟゟ有ゟ
ゟ〻ゟゟ外ゟる俗書ゟて一証をゝゟ嬉し
ゟし抄録ゟ年月を記ゟ〻ゟゟゟゟ今ゟゟ
七年前文政四年巳の十月九日の夜燈下ゟゟる
書ゟて作者ゟゟ

和漢三才圖會

和漢三才圖會・全甲真物を見てゟれど大さ見ゟ及ド
俗ゟの多ゟ之
甲一枚の大さ女扇を
ゟを大し
小ゟゟゟ
ゟゟゟゟ

作者大坂永井堂亀友ゟゟ作者の私構ゟゟ

巻三ゟ「ゟゟ東都十軒店のゟゟゟゟ亀屋九四郎とゝ
ゟの櫛細工の上ゟ瑇瑁の照りゟゟ正を二ゟゟゟゟのみ
をもつぎゟゟゟゟゟゟゟゟ仕立商ゟ名細工人中暑二月晦日ゟ京へ上り少し

小兒養育質氣

安永二年板全五巻 案ゟ此名ハ亀の櫛と

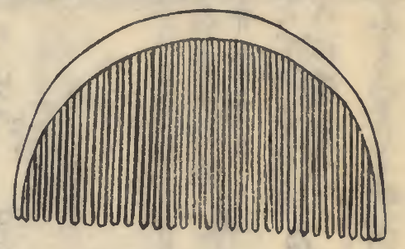

○象牙の櫛

・類聚雑要

巻の四ふもの図あり大治五年中宮立后の御料具の一つあり傍註ふ櫛の大さ幅一寸八分竪の寸法えんぶ髪上げの用ふとあり・本文ふ「以牙令作令進給了」とあり是象牙の櫛あり前ふ引たる延喜式の象牙の櫛を髪あげの時ゆゝ玉ふとあるふ符合す

○頼朝郷の室政子御の櫛

鎌倉志巻の一ふ此図を載て曰「十二の手箱一合小道具いるゝ箱の内ふ図の如くなる櫛三十あり」ト云

・吉樹按ふかくらひゝふ此書の作者河井友水ゞ此櫛をゝる延宝四年ゝ変あり本文櫛の経三寸八分余高さ一寸二分厚さ二分櫛の背ふ浅くあり

なる穴十三あり元ゝ青貝をゝれる物ゝて今ぬけたる跡あり間青貝のこゝるもあり穴のゝゝり皆三二三二三とゝ

木ハイスとゝ」とあり好事家此櫛を摸作ゝるゞ流傳ゝて政子形と唱へ世ふゝ用ゝ寛政の比ゝゝ是より市中の婦ゝ櫛一変ゝて今ゝゝるハ政子ゞ産ゝゝる孫ゝとあり

○或家の所藏

金工名譜を按ふふ安親と名つゝハ四代あり此櫛の作人安親ハ奈良利長の門人辰政ゞ弟子也本国ハ羽州庄内の産土屋弥五八とゝゝ入道ゝ東両と号ゝ延享元年甲子九月廿七日設行年七十五浅草誓願寺中林宗寺ふ墓あり彫物の名人ゝるハ世ふゝる所也

真鍮の櫛

初代安親作

小縁金鍍水仙

阿彫透ゝ両面

同ゝ櫛の寸法図の如ゝ・奇品ゝれば爰ふのゝる

○享保八年京板西川祐信筆絵本百人女郎ふ此図あり島原の太夫

同新造と

・今

弘化四年ゝる百二十四年前より櫛ハ二枚ゝ

ゝ」笑を賣ゝる女ゝゝ如ゝ仕て

ゝ此賀書代初ゝ此書中ふ東都北里の遊女の図ゝあゝで二枚櫛を多くゝ依てゝふ

北里の二枚櫛ハのちふ京風のゝゝゝゝ

まくべをこのみて賞し職をそだてけるゞ廣ひ京ふまゝある者のうへ鼈甲の細工
ゆゑ人ふまつれ小間物問丸の大商人ども九四郎ゞ細工を称美おけ上とあり是を視
たる次の日旧友玳瑁樓照義老人のもとふまりて中橋の辺ふ住む真顔門人にて俳諧哥の外書画を好む又古刀の鑑定を
よくす今年七十九歳雅趣ありて篤実の翁なり右の書面の事を給りて接合事の記をおもんあるやと
尋しふ翁謂ゆう我家ハ今ふ三代玳瑁の職を業とす又い元文元年の生まゝゆく
享和十年酉のとし七十七ゆゑ身まゝりねゞ父ゞもるしふ寛保の中比長崎より
江戸ふ来りし四國の六部ゞゆうゝ職の者ふゆうありて杖をそゞりしうち病ふ陥り
日を経て全快しなる礼謝ふとゝべつゝをを作ゞ変ををしてしりたゞて櫛笄のをれゝる
を作ゞ事をまりのちゆゝ弟ふゆゝもつゝ世ふ知るまじゞゆゝ今の如く切接つゞまい
まゝざりしふ元文年中ふいゝう職人の中ふよをつゞのゝできて返こゝるまじゞゆゝ
今のゆゝふ鋏拐をゝあて継事いまゝざりしゆゑけい維ゞ而ゝて作ゞ日ありゝて其ゝふ
あつまりかゝるゞ鋏を拵りて継ぎたゞひふ助けあひけるふ仲間の内ゝ一人他の力を

借ゝ人よりハ多く細工をゝゝ者あつ故其術を尋しふ秘して教ゝ給るふものゝ
職人賭ふ身をゝゝ細工道具を箱ふ納鎖封して質へ上京へ上りしのち絶て音
信ゝあるゝ職人ゝもいひあつをかの質物をうけ出箱をゝきゝたゞりて道具の
便利ゝゝ成ゝりけるゝ又ゞ聞ゝゝしゝてかゝれり其のち又ゞ廿四五の頃宝暦十三年
班ゝの松葉かんざしゝて
四五本作ゝ同屋へゝせける内を一本ゝゝゝ甚細きかんざしと
註文ありて松葉かんざしゝゝ銀ゝゝも作ゝ是かんざしゝ形ち物ゝゝゝ
ありゝゝ又ゞいゝゝと聞ゝ翁かゝりさすゝゝ和漢三才図會ふこんなる如く正徳
年中ふ歯ゝゝ接ゝ大坂ふハあり江戸ふいゝゝ作ゝゝゝを寛保ふいゝゝて甚
術江戸ふゝゝゝ元文中ふいゝゝて班ゝふ集接術弘ゝゝふ今ゝゝ百年前の
事ゝゝ其もゝく此玳瑁とゝ人物珠玉の如く集接ゝのゝゝゝ翁今の世ゝ
櫛笄も引接の一枝甲ゝゝんゝゝゝゝゝゝゝ美麗を飾ゝ婦人身ふ屬

掛目一匁五分　長サ六七寸

重價第一のねだんなりける嗚呼珍猖婦人を怪とすべしまた又かんざし形の飾り物をも流行し松葉をしゐ今のさしこみとふ便利ありて雪の梅ゐ初青とうさひ蝶ハ蕚ゐ翅を動をあり色も國澤の餘流ぞうし

(六) 朝鮮屠つかへ ○ だづけ事

照義の結よ朝鮮屠つかへの朝鮮まで產る水牛の角ハ肉分の際ハ[illegible]ハ瑇瑁の中ゐ[illegible]ゆゑ是まで櫛并を作る裏甲ゐ偽をゆゑ朝鮮屠つかへいつなりかる事を創製ハ安永のたゞあり今より七十餘年前迄のち朝鮮の水牛渡りまく多くあり價も高くあり也天明の頃より和ハ常の牛の角を用ゐ是も肉分のきをハ瑇ゆゑあり職人是を地板と唱ふ迄のち天明ハ中頃ゐ[illegible]で六十年前馬の爪をも作る人是を職人だづと唱ふ馬爪の畧言なり道ゐ石ゐ平坦なるゐよ作るゐ馬の爪ハ殊よ瑇も照もよく牛ハ角よ勝る江戸練の馬の爪上と是を肉の肉ゐ外ハ裏の腹甲を皮として并るどゐ作る事ゐなりたるゞ

近年ハ細工上手ゐなりて并ゐど四角なる面のみ作りしを本末とも六分をつむゆゑゐ素人ゐハ真偽ハ[illegible]ちがゝ然れどもわれらハ二年ゐとゆて照も作やもぬけて馬爪の馬脚ゐ[illegible]る又爪甲ゐハ爪ゐわるゐ真甲の角ゐ[illegible]ゐ形物よ作るゐ用ゐ又腹甲とのハ真甲の瑇瑁の腹のあり瑇瑁ハ全躰の甲ゐ[illegible]も三十六枚あり甲の数日ゐ近き支六七度なる大熟國已丹真臘ハ[illegible]ゐ此説是

產する物なりけるゆゑゐ[illegible]ゐ露ゐの洞を繼今ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]

大和物語　此書八百年あまりまへの物也　風吹だの家に下る「女のがりのぼりけり　業平　あまくもの　かよひ路吹とぢよ　をとめの姿しばしとどめむ」

ぎりけまびつまくくてたりてり・きそかのまあびつまをあらてんしぐいとあやきさ各なぬ　以前ハ　門ニ　垣向目　甚　小袖

きて・大ぐしをうつふさかけてをりぐづらひをりをりけりいとのみじくあのひて　櫛　面櫛　居　飯盛居　忌

きみけるまらくべ・あるよけり」とあるこの横面櫛をて乃横ま

大なる黄楊の櫛を刺て居たるのあるぬ文意を推い業平此女ふあひ附い

うたくくうをあひをかざしを入今れいとぐーれみぐれ髪あぐうるぐ

飯をのるをうをもべあれそぐけをそとぐもかをさず門口より帰ぬとあり

くくの横櫛のをうみぐおあつく姑くあうて大分の教を後い・又　大鏡　文徳天皇　三ナサマ　より後一条

帝まぐての車　ぐもと記なる物　**一品宮**　三条院の皇女禎子　櫛　乳母　刺

ぐを左ようれなりけまぐ・あとよ　あとくの乳母中ふなえむれを　櫛　をどくくのあくくけうる

ぐとこをを地人せうをれ」とあり髪横櫛をうけをぐ世うとぐーの故實あるを変

あて私ようあのあうだ右ようまべも紙ひをれて左りふさなるゆ名三条院見

どぐめあひて・ぐどあくハどのうまひうるあり　物忌をの櫛の分けてよのとみけまを変あり髪ハ物忌の二字を紙の書く細くなるみるを櫛ま

結ひ分る絡みくぐまうの守り也物忌とハ鬼の名のるう　**玉海**　みも齊のと伝法ようる事のとを云あり

古書みくんたう又　**雅亮装束抄**　上巻　五節の舞姫

下ふ舞姫櫛を横み刺変　物忌を櫛み分けみる也の形ま　櫛の事紙「長さ六七すぐう

歯　えのたけ立ぐぐう紙う拳　櫛の方へく挙　さうーあげてあうをさーうるくぐ十寸」

とあり「挙しあげて」とハ　こ櫛よあくくひく毒紙挽事也頭ま洗ぐてさうーうた

為ぐべくー西土ハ唐人の句ま「鬟櫛玉梳新月曲眼含珠涙暁花濃」又

宋の秦少章ぐ「斜櫛犀梳雲半吐」又御國の横櫛を清朝ぐく詩ま

外國竹枝　照代叢書　甲集二収ム　「綰髪塗牙已嫁郎瑁梳横櫛掠坐蘭

賦うたるハ

房」又明人王折ぐ　**三才圖會**　緯の下の織婦横櫛をとバ西土ハ古くようあり

けんくうそハ明和以前の繪ようハ所見ようとをくもうとぐーいのゆーげ

まそ的の櫛もこゆるぐ〜

○博識の國へ高き学友静盧翁ぐ著なる梅園日記去年発販巻の一ハ

櫛とある一条は弁の乳母が横櫛も五節の舞姫げようとぐしもうしをされどおの是も先年抄録しおきたるをさいふ引いぐろ此書は刺よりをとめを引の

ぬまべ勅説は似く六月のあやめを引の

八　二枚櫛・湯女の事

二枚櫛を刺事は遊女のうれ熊野べ弁ぎるいうしみけとど筆のつぐれ記も 事跡合考 延宝三年粕谷永以作写本見しい四ろ寒「古老の傳ふ想ど駅亭の類い其辺戦場とありて勝利方の大将首実検する時はかるうぼ女どもが其首を洗ふ事也 畧遊女ぞ二枚櫛さすは一枚は首あらひの時用ゆる櫛なり」とあり。勝たる祝用とあれど二ツ櫛は吉器とらへべ一又一説は 箕山大鏡 延宝六年大坂の人箕山作写本「六条の洲 今の島原六条 名家亜口の沛髪は櫛をさせるへうら紙巻の洲の寛文 傾城ども見てけるとめつるは尊ふ八千代遊女ふかうるき」とあり此説は柳を遊女等櫛をさしそめたるへ今より百八十余年あの事なり・さて二枚櫛は大坂の湯女ようけそめたりとおりへまは 世ぐろ物語 寛永十八年板全一冊 珍書也蜀山公羽所藏をそめ是ゆるる書物を参考せしみ天正十八年大坂ふそ風呂屋とらへ事いで さて湯女とて女どもを入り来る客の垢をまり髪をあらへ 此頃の男はいろる系せん髪湯より入るべ必ず髪をもらへ ゆるみ髪あらひ女ともよべり髪をあらへで結ひもまるゆえ考は櫛をさすは此湯女寛永の中比ゆうてい容色を飾浴客等ゲ酒のあひてをもしし櫛一枚は常なるゆえ塗櫛を二枚さして客の多き紙こを也且かぐうとも湯女のまりーこもまるるありけ是然して稍く色を変よいう大湯女小湯女の名目ありて 人も有馬の温泉より此名のとれり 大ゆるは脇をうり小ゆるは垢をまり髪をあらへとは慶安美應の間ありかくて遠く湯女の淫風浪花はさうり両都ゆも起り此風の為よ坤廓の花もちりがて変をでかたぐ風を移て当世ぐうの遊女等も飾み櫛を二枚させうことぞあをられ事ども物よこへつるは 傾城何々 書名えぐく元禄十六年大坂板巻の二 湯女の事を「郡内のまる物よ異き半襟ゆげ島田小二ツ櫛」又 元禄曽我物語

巻二「額風呂のふゝ・扇風呂の萩・湊風呂の迎ゑ」元禄中須浪花みく名高き湯女ども」又 俳諧二番鶏 元禄十五年板「中妻と八重は打合妻の風分二枚けゝなる櫛八湯取り」談海 慶長十年より寛文八年までの私記写本 巻八「慶安元年風呂屋再興せ」とあり見て江戸も有て十年後明暦三年の大火より一変して風呂屋再興せ湯女の盛りをきゝべし 慶長の末銭瓶橋の辺湯風呂あり 藩穂集 ○同云むかしは番人を雇て遊興する所は馳走の為風呂にて宣所殿ところの紀録ぞのみあるさこんなり扨なほふるはおんなゝ女中のあづかる変ゆゑ馳走はあるべきもの

ありけん 源平盛衰記 巻卅九千寿伊王ごまとの重衡鎌倉へ「一日湯殿に入程よりあくせくなるかと見ゆる女の用捨の帷子白き裳著たりけゞ湯殿の戸少開て左右内へも不入中将重衡いかゞ人ぞと問ひ入兵衛佐殿御垢よ参と作るゆ中暑新き櫛取具して水懸洗ひ梳かゞとして奉る」とあり見も風呂の馳走あて湯女の結もうあもりゝ風呂とゝ入を湯ゆゑ常ありゝ丹水を煙ゝたるをゞ水風呂又は行水とゝ入其名今の常言とゝなりゝる也 塩湯ゆゑ変宣所ところの記録よりこんなり・さて二枚櫛の 北廓雑記 元文年中江戸人の作写本 巻三「今の風八元文髪八油がゞあ櫛八あゞの歯のごとくゆゑを二三枚さゝかんげとてゝいろゝのゆゑをあるを七八本さゝちゝ」とあり見今より百年ぞろまへの小廓の妓態今みかゝるを考べし西土八遊女ゆゑぬも髪のかゞう大壮なり明人田藝蘅ゞ 留青日札 六婆三姑之条下「大家婦女金珠翠・首飾甚多・かゝらの飾一首大幾如合抱・かゝらのかゞう・中暑及上騎時・かゞみつゝへ中暑・坐久頭重不堪其苦眩暈扶帰」とあり是ゆゑ北廓遊女の二枚櫛八本釵ハさゝゝとゝ入べし又刈績ゞ 霏雪録 ゆゑ風と入小島人より別易好で婦人の釵上より集るとゝ入りいろゝみゆゑ鳥ゆゑともこまるとあるハ髪のかゞう比合抱あるとゝ入ゆゑ

九 櫛 占

新撰六帖 夫本抄ふもある信実朝臣の歌 「あくまをとうやゆげれうまさふ」 占正 黄揚 小櫛

さ〜見せるの」 此歌を 哥林拾葉集 より出く註に 「此歌ハ古紀に云児女子

黄揚の櫛を持て女二人二辻ふ四のあやまり向て問之又年歳の如ハ年日問之今按

に二度此歌後撰集 墨俣の渡り 敷米櫛の墨俣鳴事二度の渡場の

内へ来る人の言語を聞て吉凶を推中畧櫛占とのへ事如斯」 本文 浜字 此櫛占

千年以上よりあり事なるべ〜然ちのへ〜い 万葉集 巻十六 卜部乎母八十乃

衢毛占雖問君乎相見多時不知毛」 此衢占とハ櫛占と〜もきこゆ 但

同書ふ・石占・足占あり〜ゝ 又 和泉式部集 「さ〜櫛のをとふかたて・きまぐ〜に神をぞいのる

・さ〜〜〜

はあはさ〜おれて」右のごとき櫛をかんざし〜もつて髪ハ髮ゆを刺物する〜髮刺をかんざしといハ青便り紫式部ゲ比及ハ女のはを籍とハおさ〜ふるきゆゑかんざしの名目もゲハ中ゑし〜

(十一) 櫛を投て親子の縁を断る・櫛ハ人ゑ贈ぬ物とハ事

投櫛を忌事ハ伊那那岐命の御事を縁として千年以前より忌るふ前ゑのごゲ如し後世ゑ為てハ投櫛を拾へゲ其人おやゑのえんもきるとハひゐ

東鑑 建長二年六月廿四日「今日佐介ゑ住居者俄ゑ自害企聞者競集り其家を圍繞て其死骸を覩る其譯ハ此家の聟日来同宅今ゲ田舍ゑ下りけゆ聟の父賀の妻ゑ通艶言不許容父ゆゆ〜今投櫛之時ゑ取者ハ骨肉も皆変て他人とゑるの由称之と云父潛ゑ女子の居所ゑ到り屏上より櫛を投入しハかの息女不意而取之仍父己ゑ他人ゑ准て志を遂欲時ゑ不図聟田舍より帰り其砌ゑ入り来間息女悲ゑ不堪自害ゑ及ぶる也」本書渋文 〇今より六百余年前の実事ゑ有さゑば櫛いとゲ〜ゑ投ゲ物ぞゑ〇八百年のむ〜ハ皇女伊勢又ハ加茂へゆ齊宮ゑ下りゆ人ゆゆ帝御手親櫛を齊宮の御額へ挿ゆ人ゑを別の櫛と名目源氏物語ゑ云る齊宮京を出ゆく其昔のおもかげまでさ〜ゆくのちの身をなるさゲ持ゆ人より又櫛ハゲみそちんさく寸法までも古書ゑ見へたゲ〜〜〜いとゑの櫛ゑのゑ〜ハ齊宮ゑ乞せゆ人ゑちハゑさび京へ〜ゆ〜ゆゑゲる御制ゆゑの名ゑ〜此事とおゑ〜る息女ゲ自害の櫛の変ゑ拠て櫛ゑ人ゑ〜〜ゲるゆ・ゲゆ〜れゆ武人ゑゆゑゲ縁ゲきゑる事ゲ今ゆゆゑゆゑ〜されゲゆ〜ハゑ〜ゲ人の旅ゑゆハゑ〜ゲ櫛と扇をゑる事ゑ

落久保物語 源氏より前の物巻の四ゑ 四ツの君播磨へ下りゆ人ゆゆ櫛ゑ扇をゑる事ゑ

「少の方いとよくゑる扇二十かひぎ〜ゑる。〜〜〜ゑの箱ゑ。ゑるきゆの中いまそこの人のかゲ〜ひけ〜てかゲみゑ〜ゑ〜〜〜ゑ〜〜〜ゑ〜〜

べ一翁ハ又あつの心ありとかや 後撰集 鳥飼の立野ゲ

「ふき心のあつ〜ぞろこと」とも櫛をおくるこゝあり

右の如く髪をばけづるの櫛人ふるゆ中くらゝぞ姑の櫛かうがいハ

ゆゑよ○西土の櫛の始原ハ明人謝方紹ゲ 古今始原 ハ赫胥氏木梳竹櫛を作り舜

ゲ妹・女媧氏鋏を作り笄を作り髻を作ると ゲ註ハ以荊為鋏以竹為笄とゝ

西土も太古ハ質朴ゆ中かくの如し 妻を荊妻といハゞ

をさな女と卑下のことゞ

十二 神代の髪の飾・笄

神代ハ男女とも蔓艸を頭ハまきひてかざりとゆを名て加豆良といハ又尊人ハ

玉を糸ゆ通ゲるゝと頸ハもゆ足ハもまきひてかざりとゆ有る中 日本紀 古事記 ハ

あまさ雨こんたり 本文を引ハ神代ハも珠を作る人あり中神代の巻ゆこんれバ

今の硝子細工の如くして珠玉を作りしゆゑ〜此珠をかざりとゆる外ハ頸のかざりハ

ゆうしゆ人ゆの神代とゆりてハ女も冠着たる中 天武天皇十一年の条・続日本紀

和名抄 装束の部 源氏鈴虫の巻ハ今の世の雛人形ゆ女の冠着ハゆゆ有なゆ

ゆゝぞと本居大人もいゝり 古事記傳巻の八 黒御髪の註 ○さて神代の櫛ハ髪ハ櫛の条

ゆいゝゝ如し 櫛の外ゆ笄といハゆ神典ゆゝ

左之挿冠釘也又蒼頡篇云簪ハ笄也」とあるゆ笄もかんざしと訓べゆ有り又

ゆゝ中の所ゆ櫟髻叙中畧或曰櫟髻和名加美賀岐髻髮を導櫟ゆる所ゆと

あるゆ此櫟髻とゆハ今ゆゝ毛筋立ゆ有り此加美賀岐の外ゆかうがいと和訓ゆる物和

名抄ゆゝ云ゆ紀れバ千年以上ゆゆ有りしとゆゝ名目有りしとゆゝ此後二百年ゆ有

なりてハ源氏ゆゝ物ゆ有りゆゆゝ加美賀岐の音便ゆ有りと

和訓栞 伊勢人谷川士清作

笄ハ本字笄ゆ有り御國ゆゝ古書ゆ髮搔ゆ昏ゆれバ此物の本用ハ今の毛筋立ゆ

の如くゆ有りゆゝ髮の内の痒ゆ搔ゆゝ搔ゆゝ搔ゆゝ

質ハ銀・象牙・水牛なども也又

簾中旧記 東山殿の時の女中衆の事ども書

「其ほか作る物丸きもの

大治年中の物

きんをさしたきるハかうがい」とありて

圓あり前ハあげなる大治のころの圓と

東山殿のころの圓と年歴へだゝる事ゆゑ三百五十年也・さて并ニ一ツの考あり

東山時代の物

源氏槙柱の巻ニ

ちくこ家我ハ女人附服若往別しく家とかりまをゆをあげたる人下の文ニ「日も暮れ

ぬ宿かりぬべき宮のけしきもなどもうこゆる夕べかな」中略姫君ハ屏向

のうちを人ハゆるさぬ柱

書柱乾割間

かきてたちらの物ともをるたきゐ物ハ

とも物をきうるまきこのはしらハ柱槙

・さてかりハ坊文のおハ格子のうへ光

押入空室

ハ「かうがいのさきをたゝいをる人ハ・今ハとやどかれぬ

きたゝ」と文ニ照應もなくかたるゝ并を懐ハ推量するハ

むかしも今と物ぐかたらの痒き所ハ搔ハ中く具ニ礼をもて髮搔を

かうがいとさ人古く訓るハ礼下賤ハ論なしとある女ハ懐中ニ髮搔ハ

べき此外ハ俗ニハ紙ハ地所のふとゝろ入用ある物

和泉式部集ニハ「加茂ニ参りけるハ

神を忠頼・千早振かみなびあ

式部ハ連歌ハ

金葉集ニハ

ハ右ニハ「かうがいのきたゝ」とあるもなる紙のあひだハしかうがいゆく

紫式部ハ時世ハ女ハ

乳母の蛸子ニハ

女の文ハ紙を持事ハ

持ハ文ニハ照應ハ

実然なるハ

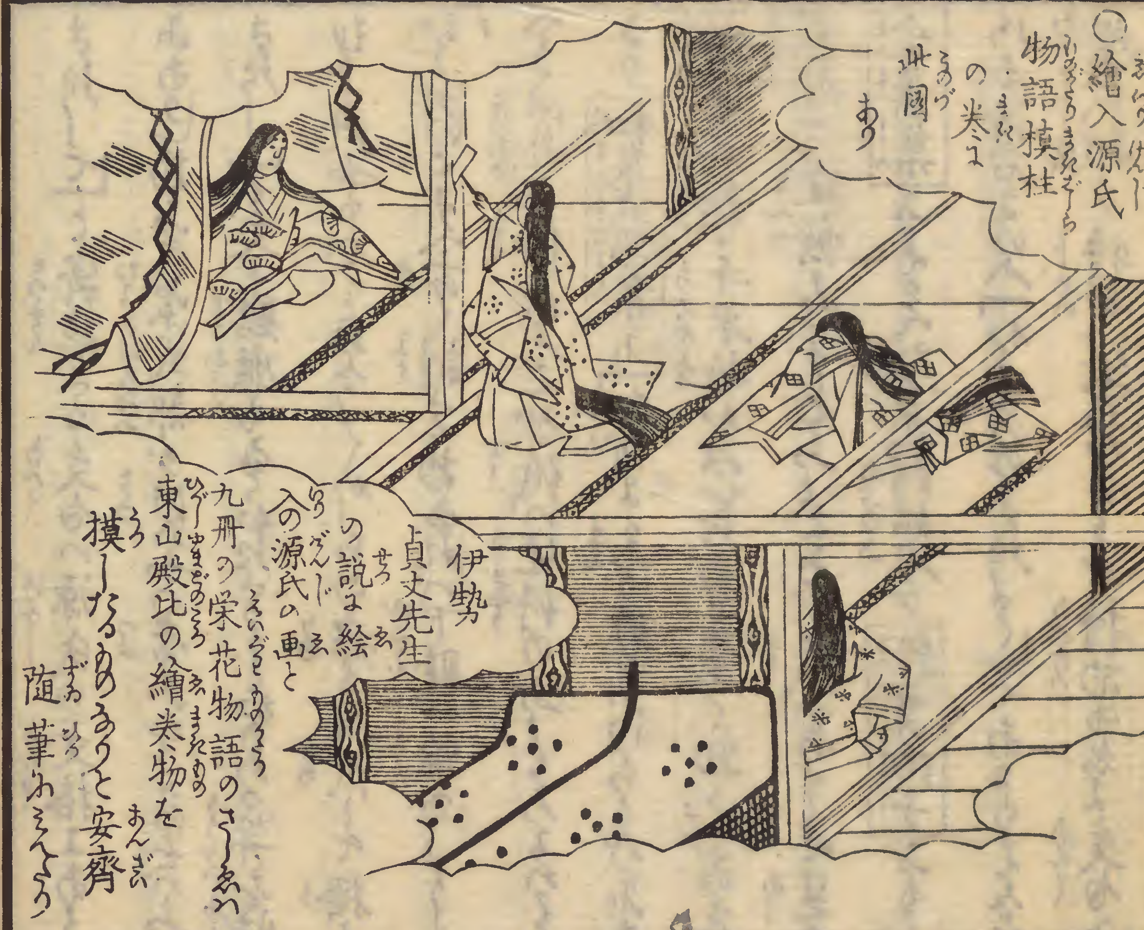

おのまゞおろかなるをみおりゆうる是ハ硯にたらざれどもなりひとしまきるも○さて文かりひつたる事なりと世我が句に「冬ごもり文より出さん此柱」といふるハ件の槙柱の故事にありひ出せるなるん 芭蕉ハ季吟ぬしの門人 源氏ハよくよみし人也 槙柱の件の文ハ「なれきぬべき室の柱ハ恋しく思ひ出む夕べあり」とあるハ冬ごもりの景物也「常ハよりゐ事ハ手づかの此のはしらを人ハゆづるともむ事あそれるて」

とあり蕉翁が句意ハ・かくや名なれぬべき掛くしや「冬ごもりまたよりそはん此柱」ハ槙柱の中に入中もゆづりぞ此意に冬ごもりを来る家我あそれたる槙柱の賴みもまされりと自然の心をもふくめたるなるべし此よの一字を眼目として見るべしらの故事を言外にきかせたるハ奇く妙くなり九京可起蕉翁可顧乎否○槙柱の文句に「わらのもなきをかたがたのまかれてをしもらえ」とある文句とかの大治二年 式部が源氏を作りしより百二十余年のち也 立后の時のかうがいの図とあはせされバ八九百年あの笄の形状目前にみるが如し○さて詩経の註にある如く男子佩之とある棉本朝の今も同じ事にて男ハ笄を腰の物に刺たりしも

宇津保物語

祭の使の巻に今宮あて宮月を見あひて比巴筝の琴あはせをまだの侍従垣間見て白蓮の花ふらふ笄の尖して寄を香てなりし事きえたり是ハ垣間見の庭なりとハ腰刀の笄なるべし又大納言行成ハいまだ殿上人にておりける附実方中将に冠うちおとされし附いうりの色もかへずけるに冠をつけ守り刀

よりかうがいめをく髪はらひ串十訓抄・寝覚記にもえらび
実方を行成行成の遺恨也帝のげうの行成のまづくるを待らんで感いりはらべき者
あり〻て官位まさみ實方いまの盛行よりて哥挑ゝ〻ゝ〻ゝ〻

刺ハ自害をべしとあるを以て笄の形状和洪古今相同をるべし

十三 笄を髪の飾に挿たるなる起原

前に引る元禄三年の板人倫訓蒙図彙の櫛挽の条に「校栗又ハ紙商ふ竹・角・象牙・鯨の類をもつて造る」とあるを以てかうがいかざりハさげしをもつて且又質素なるしるべし・さて元禄中頃ハかうがい笄髷とのハ髪の風俗より起り緒図ようを其結ぶりハ笄を髪の根りてハきりをもハ髪を巻つけて状をなるもの下の髪の風俗図の笄ハ髪を理物なるを指く髪ハ刺物よりハ此笄髷ハ此ハ変り

書不角撰「あまり猶ハくふるハ蚤分・笄の鯨もあんお月のまゆ」是笄髷を句ハ作りなるゆゑ笄も鯨なる事明し此後十五年なりて猶く飾りに挿物とあるしや

真葛原 享保六年板 路鳥氷撰俳諧「あるひ髪ハいさぬかうがい分・照れよりき編に すりもお湯の肌」前句の笄を玳瑁として・照のよりと附されば享保ごろ

今より百廿年ハ

俳書十七回 享保八年板 淡々撰集「かうがいハ七夕なるのハ淋に似る分・極暑ハ冬ハかまくらのハ」鎌倉見物の旅ハ女中帷笠の下なる笄日の照と頭巾なるなり

百人女鶴品定 享保八年京板

西川祐信絵本ハ此図あり髪の風元禄年中の笄髷の変風なり笄髷の図ハ髪の部ハ出も

・今より百廿四年前なり

絵本中ハ長きなる人物の髪のかざりのみぬなるしるあるハ今のやうなるかざりけんげ・さなる女ハ一人も絵ハ人ぶ

ハ長きあり

十四 孝謙天皇の御簪

難波の好古家梅園主人天保二年ハ開板せるなる和州法隆寺の宝物孝謙天皇の御簪とて其図あり・まるも質も寸法も記さるゆゑ紙障ようなる月の梅のとあるぬるもしに真物を見たく思ひ

梅園奇賞ハ載る

ものべるい女装考の企あしゆゑ　うちまだけるゐ天保十二年の春江戸本所回向院ゑ法隆寺聖徳太子の御用帳あゐて種々の御宝物もありとまきてかの御簪いありやゐ〜やと飢たる狗乃肉林ゐ入るありひゑて条詣しけるゐ群をゑを凡夫の塵埃太子いらゐ見ゑるうんとありひゑて拜をあゐさて宝物陳列ある所ゆゑ人の後よつゑく一種づゐひたてけもち〜るとまきて拜し〜あるゐ・是ハ人王四十六代の帝孝謙天皇と申奉れ女の天子さゑのさせゑひ〜御かんげるゑ拜まる輩い頭の悩をまねる近ゐよりて拜をとげゑ人まとごさるひませぬぞやとこゑをゐ〜くよびをきてけてこそと猶〜くゑの枝をたづゑ〜心ちいちるまどおゑ人群集の後ゐありてよく拜をざれいもゐ〜くかう次の日人ありさゑゆく朝早く往てをゑみ〜ゐかの梅園寿賞ゑある図ゐ露もなづをざ脚岐少〜挾きのみゑそ物い銀ゑぞゐりけるゆゑ〜をゑひちくよりて臨寫〜なる図左の如〜

孝謙天皇御簪銀製寸法如図　南都法隆寺宝物之一

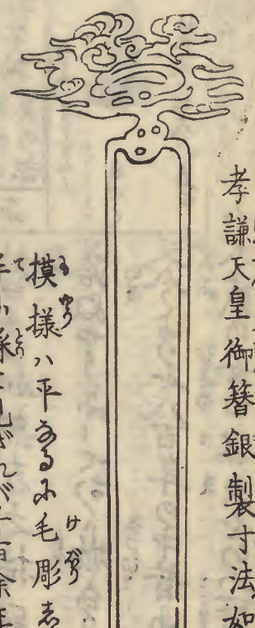

模様ハ平ゐるゐ毛彫ゐるゐて雲中ゐ鳳凰の舞ゐかちと見えけるゑ手ゐ採て見ざれバ千百余年の古色ゑ昏眼〜て視ざるがてあり〜

此冠帳の時好事の人て御宝物ども美称ある中ゐ此御簪の事ゑ論じて いひけるゐう天皇の御頭ゐ挿せゐ物ゑをバ黄金ゐそとゑあべけを給るゐ品下りさる銀ゐゐいぶ〜とゑ疑訝人ありしゑ物ゐ窃ゐ謂此ゐかんざ〜銀ゐゐゐゐく尊〜いんとゐをバ銀い天武天皇の御時白鳳三年の春對馬国より始て白銀を献ぜ其後三十二年ゐちて元明天皇の御時慶雲五年武蔵国より始て銅を献ぜ依之和銅と改元あり其後四十年ゐちて孝謙天皇御即位御歳三十二　あゐ〜天平勝宝元年九月陸奥国小田郡より始て黄金を奉る此時大伴家持万葉巻十八

「須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻尓

金花佐久」と賦り銀ハ金より七十五年前ハ世ハ出ーゆえ帝の御簪ハも作りつくんぐ金ハ右の如く孝謙天皇御即位の元年ハ始て世ハ出ー物なれば御かんざーも造るべどハ浩用つくへ事いあるもでけまべ件の御簪銀ゆえ和名抄に「

おのりん」とあり　按ずるに五節の舞姫は五人を定式とせど五節の舞姫がんざしは宝ぞと也
其の内にそ誰ぞおとなるかんざしなるべし
証は雅亮装束抄巻上五節所の事とある条に「彫櫛蒔絵櫛笄
具ぐして五せちの毎日巡置ずるに今のかみ蔵髪上設すべの事ひ・かゝあげまうく・かんざし・さん〜四筋あると・本ゝのまうく・
唐櫛下櫛彫櫛小櫛絲鞋かうこう・まくら・ゑりくり・をぐし・まつの・あまらの・こう人かさみ・まうく」と
あり前のもいふる如く和名抄に簪の字加無左之と訓せられど此かむざしは冠の
紙を係る釘のやうなる物の名なり然るに後の世にうつりて右に引る古今集にも
装束抄にもかんざしとあるを古今の説にたがへる「かんざしは髪のまちがうけるを」と
いふに拠て考るに今の花かんざしのやうなる物をかりけ確証を得ざれば強て
いひがゝ〇さて前に引る本居大人の源氏を註したるにのゝ櫛は「かんざしは髪の
さゝるといふ事にいとれゝいげにさる事なれど此かむざしも也近きこと百年前までも
髪まぢをかんざしといふ

貴船本地　文明の頃のお伽草子　下の巻に父がむまれを折檻

草子　東山殿比のお伽草子　寛永九年板全二冊　上巻　女をなる初は「二十二相ぐ具足
青黛立板せいらうぐたていろみとうるぎのまゆを墨をあぐ」なるべくなり」
按ずるに百年あまりでも今のやうなるかんざしとの同ふつく髪のかざりにやふ髪筋
也と我古云のまゝかんざしと云ても紛れぢり也今はあの娘のかんざいちぎとなると
云ばべうこのまげ焦てあると思ひ見給ふ事もあるべくなり

十六　さん〜とのゝ髪のかざり

紫式部日記に「うすものゝうはぎ・かぐらのも・かくきぬ・さん〜さして」まろきりと
ゆひまろ」又のゝ「にまろあひ宰相の君とり法ぐ女房もさん〜りのひとゞ
なり」とあり此外もさん〜といふ言おきねどもおもきこんたりあるゝ巻の一ツ
をゝく・さて此さん〜とのゝ首飾文字あゝ釵子とありてむ〜より和訓のゝた物
なり此さん〜ハ七八百年の中昔の比及ばずや女の髪のかざりとなるべけん新撰字

冨士人　完

鏡にも和名抄にも釵子といへ物うんぞ後の物にさいとのみ名づけうんなれど形状はまづまづ雅亮装束抄にハ五節の舞の下仕の女にさいを着せる仕方を委くかゝなる文をうれば級もて髪にも結びつける抱也然るに東山殿比の記録 女房飾抄 にも本図あり

釵子の図 ・さいをゝゝみて・かゝ・東山殿の比の物に見也

右のさいゝを髪にかざるハ無髪の法もりもまん中へ小抱をいれて痛ざるゝ物をあらへあまるにさいゝを結びつけるゝ結びやうハ雅亮装束抄五節の舞なり髪の毛を痛ざる形ちに作るを宮警と名ぢく是髪のゆひ風なるのもとゞめ方ハ櫛ゝゝハ髪の風の部にみるべし

十七 唐国の釵子

簪の字を今のかんざしの字にあてるハ其にまぎらるゝ和名抄の和訓にも本拠にあるべき今れかんざしとハ品異なれどかんざしハ簪の字にも通用されば別に文字ハいらぬやうなれど今のかんざしの本字ハ釵子也此さゝゝをも又ちがくさゝゝにもあらぬを七八百年あとの体の図の物をさゝゝといふ釵子ハ今のかんざしの本名なるゝハ西土晋の世の人崔豹ゞ作 古今註 中冊 にえなるを和解也「釵子ハ盖古の笄の遺象也秦の穆公に至りてハ以象牙為之敬王ハ以玳瑁為之秦の始皇ハ又金銀にて鳳頭を作以玳瑁為脚号て鳳釵と曰」とあり又 字彙 に「釵婦人岐笄」とあり又白樂天ゞ 長恨哥 に「鈿合金釵寄将去釵留一股合一扇」とありて釵子ハ岐の一股を留り鈿合のかんざしハ一扇を玄宗の使へ楊貴妃ゞ遣たとふとあり又 剪燈新話 上冊 に金鳳釵記にも一對の金の鳳凰の釵子を一隻おとゝゝに鏗然と作声事

昏なるべ今のかんざしに異事なし又清人褚稼軒が堅瓠三集巻一に梁の武帝白樂天らが釵子の詩あるひは南史を引て婦女らが首の飾に金釵子十二行さす事をいへり此餘さんしの支のかうの物さるべ西土にもいへり今みいるまで釵子をかうらのかざりとする事件の如し西土は太古より髮を結ぶ女風なるべ種この首飾り御國は今の如く天下翕然として結髮風なりしは僅に二百年以來の風俗なるべ釵子などさす支はやはり百年以來の事也

十八 両てんのかんざし

のやう一對のかんざし紙さす支は享保あたりの繪にもうん近き寛政の間もてはやしが今はすたれたる物をこぶ此両てん西土は古くよりあり物多名を鈿合とも古書にさる也清の徐震が女才子書乾隆十五年板美人宋琬が傳に燕の鈿合の釵の一隻をおとしたる事をきせり友人雙松館主人清作の鈿合を藏す圖の如し

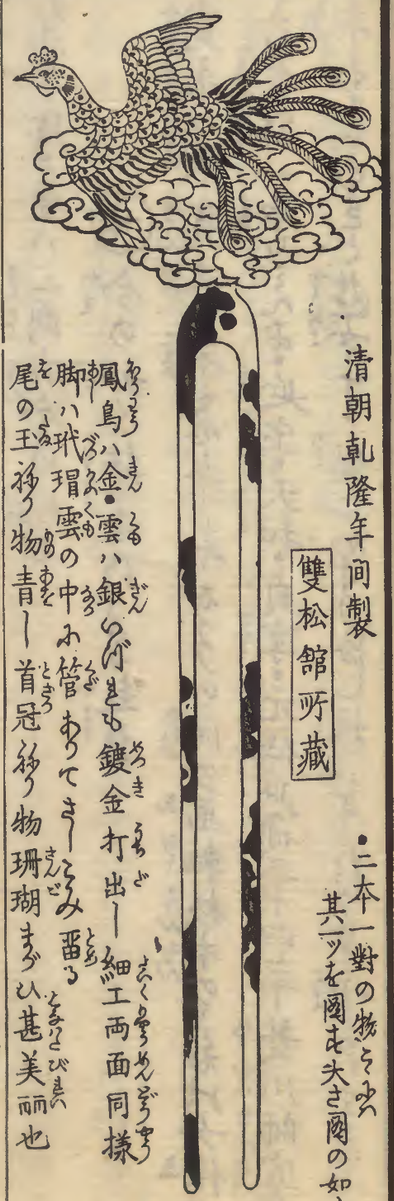

清朝乾隆年間製

雙松館所藏

・二本一對の物なれば其一ツを圖に失さ圖の如し

鳳凰ハ金・雲ハ銀の彫鳥ハ金・雲ハ銀の彫脚ハ玳瑁雲の中に管あり尾の玉移り物青し首冠移り物珊瑚まじり甚美麗也

右は双松主人の父翁寛政の頃長崎に遊びし時娘への土産なりしと爰にの事が視るに文化のそのかりき中華古今註に秦の始皇の時鳳頭の釵玳瑁を脚ともとあるにより清人右の如き鈿合を作り賣なり

十九 花かんざし

花の枝を髮に挿は往昔男女の風なり

万葉集巻一長哥山神乃・奉御調等・春部者・花揷頭持・秋立者・黄葉頭刺理下畧又源氏紅葉の賀に源氏の君紅葉をかざしにおるる事なれば挿頭花と昏てかざしとよむは義訓なり

本字ハ髯なり【脉源抄】ニ「舞人着冠必有挿頭用其時花」とあり大内ノ花の宴ノハ公卿の人々花をかざしまハす支緒書ニあるのちハ前剪絲花をも用る事もこんなり西土も生花又ハ剪絲花をも男女髪ニ挿事【陸餘叢考】巻廿一

簪花の条ニ諸書を引てあまたの故事を紀せり 抄録ハ全文をぞ【ちまどとそあらるさ】又天竺国ニも佛在世の時かゝハ周の穆王の時日本ハ・ウヤ生花もはゝ花もかんざしする事・慧林音義第十八翻譯名義集七ニ花かんざしを天竺ことぞふ【摩羅】ニ華鬘ありとひ又釈迦如来叔母ニ示さるる【大愛道比丘經】ゆゑこんなまを花かんざしさすハこの間古今の風也

廿

今の如く簪をちゝる起原

寛永以来寛文の末まで五十年ばかりの間の画軸板本のうゑれ女絵ども

ハ首飾一品もこんぶ・延宝・天和・貞享・元禄此間三十四年菱川師宣ノ絵本ハまたまたあまど遊女ばかり髪のかざり【ハ】櫛ハさしたる事書ハまたふこん

なまど絵ハこんぶ【貞享五年板】此年元禄と改元【好□盛衰記】巻三ニ「今の女もしかるべきもを仕出し此をたゝるゐむ物道具数こゝり首筋より上ばかりニ入用の物ども十六品あり髪の油・髪刷・長かんざし・ふまかり・平鬢・まのびのとゆひ・かうがい・さし櫛・さし髪ゑ・紅粉・白粉・歯黒・きはぶみ・おかり・浮世ぢら笠・あかまきさし此通り揃う」かくかたてゝ中ゆもかんざしハいそだ結ども是より二年ハ貞享三年板【一代女】前ハ大坂の板ハ巻三ニ「琴ハ弾ぬ遊ばけ物ハ猫をあつけるゐ何の用捨もなく奥様のかざしゐかきつけかんざしゐ」とあり【ゐ】ふこゝかんざしとのひ〳〵いめづし此書ハ一人の女さもぐゐ世をつゝる一代をあつたる物語ど全部五冊の文中此一本のかんざしのみゆそさし絵ゐもかんざしえぶれバ江とまぐさく此後廿七年ばかりたちて元徳三年板【本朝廿四貞】巻三辻ゆて盃酒の面「鬢をぬゝ心をゝ」て酒るゐぞものさし櫛かんざし首ゐ撫なる丹お事」とあり【ゐ】ゐ酒ゐ出るゐ如ゐ名帝ゐハさゝぬ櫛もかんざしもちゝるうつゝんあるゐ

【繪本園若艸】京板大本全三冊 西川祐信筆 にあまたの婦女を画たる中に
正徳六年板とある 此年享保と改元
櫛笄ハのこらずさしたるさまを画がきかんざしさしたるハ四人これらのかんざし左のごとし

○正徳のころのかんざし

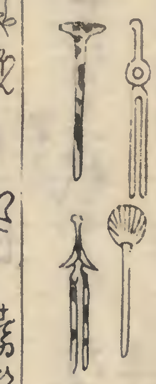

さしたる人物をのせざるハ梓工をはぶくゆゑなり
・ふさをかくぬハ銀なるべし

○寛永の比及より元禄中まで八十年可の間江戸にて上梓の浮世草子ハ甚稀也
写本にて傳る随筆物にハおのれいまだ見ざれバ図もなしたゞ菱川師宣出て延宝より元禄の
間まで浮世の時粧を画る繪本どもあまたあれど師宣が在世およそ三十年浮世
文章の作者なかりしゆゑ時粧のさまを考べき証なくなりしゆゑに前にあげたるハ諸
京大坂の風俗なりさて物の流行ハ天の左遷（ヒダリマキ）に順ふ物なれバ都浪花の女風も
おのづから東へうつるなるべしされどかんざしさす風も然りしなるべし・江戸ハおのれに
付油その物 その下にある髪の油の条にいへ 世に出てのち髪のゆひぶりもくさぐさありしなれバむかしに比ぶれ
うちハかみも拜みなんに師宣が天和元禄あたりの画などにハ北廓の遊女まで
櫛も笄もかんざしもえぞからず拜き附ハ爪かみてかまへや高尾などハ爪みてかゝら

いつごろなりけん遊女たちかんざしさゝざりしいかゞ・さて件の書ども見るにて
按ずるに今の如く人みなかんざしをさす風になりしハおのれいまだ元文あたりよりの事とおもひしに、さて一証をえたり【我衣】此書ハ元禄以来の雑事を古老に聞あつめたる写本の随筆安永の比そ盛に無事なる江戸人曳尾庵作「元翁ハ
元文寛保の頃舞子など銀の梅の枝に銀のかんざしをさしたるをさすゆゑにこれが
始のまへなりとおもしろき事なり其頃世に流行」とあり然れバ常の簪もさしたること
明し是今より百年のむかしなりけり

㉑ 南天の木の釵子

【續畸人傳】にのせたる松岡恕庵が傳に東涯先生若かりし時より白き木綿の布子
に白きもめんの帯なりしとぞ一日恕庵東涯先生のもとへゆきし時蝋燭の流れど
奴僕に与ふ傍の人これを問ふに髪付の為也と答へられしとぞ又ある時南
天樹の大き幹を取出して僕をよびおまへハよき南天なればかんざしにけづりてく
れよなどのたまひしといへりとあり 本文の要とする 按ずるに先生のかくいはれしハ四十

歳だりの元禄末の比なるべし。然りとすれば當世ふ玳瑁もある時なり。然るに南天の木の釵子をむすびあふさすれる変平日白めんの布子なりし変鴻儒の大家にして父子二代節倹なりし事。齊家の徳行尊ぶべし。仁齊先生は寛永六年の生れ宝永二年没せらる享年七十八其長子東涯先生は寛文十年生る仁齊卅二の時元文元年没せらる享年六十七先哲叢談巻四ふ右両先生の傳詳なれど没年こんざるゆゑ女装よりあけまど筆の法にてふ考るなり

廿二 歩摇簪

寛政の間ぴらくのかんざしとて花の折枝などふ鎖を載せぎるさげ其さきふ鳥蝶あるひは鈴のるゐ一品の物を鎖毎ふ付たる銀のかんざしなりし変あるて振袖なる乙女はぴらくとゆるぎ其況の千柳なり「ぴらくかんざし由良助」寛政八年泉岳寺義士用帳文化ふいたりてふつとまさう傳ごろふ箱せとかんざしとの物ふ残りしも今はまれなり此ぴらく西土にいと古し

釈名 後洪の人列照が作「歩摇上有垂珠歩則摇也」又晉輿服志ふ「皇后首飾假髮歩摇」とあり楊貴妃ゆさぶりとなんでて楽天が長恨哥ふもあり近くは清人の物ふもあるさえんたり此歩摇はぴらくのかんざしなり和洪約せぶりて同物なるも奇とのべし。前ふ引る我衣ふんなる正徳の花かんざしふたんぎゆさげるはぴらくのかんぢしの権輿とまべし

廿三 後刺・青龍刀のかんざし

今はしろざしなる簪を耳の後ふさす変五十年前寛政間よりの風なり其以前書ゆも画ゆもこんぎ西土ハいと古し

字彙 釵の字ハ註ふ敏欽定う情詩をして「何以酬別離耳後玳瑁釵」とあり和洪駢事なり

三十年ふ青龍刀のかんざし哥妓どもさしそめつせし

事あり翁おハ奴気なる物とおもひおも亜土おも 搜神記 巻七 おハ晋の恵帝元康中おハ宮中の婦人瑇瑁の属を斧・鉞・戈・戟のるを作りて當并支えんなり

廿四 裁細工の花かんざし・まげもとひ・まへざし

裁細工の紙細工の花かんざし今おハ用ふ京製おハまぐれて美工なれど價い廉く撰みよく雅なり此物今より四五十年お某の御舘ゑ住へなる女中偶然住りもどりけるお徐く職人の作るゆうふおりしと巷のみなもおつへる老婦ぢいより西土い甚古し洪の世お華勝とおハ晋ゑいうて支春の日宮女ならへ絲勝を賜ふ事あり剪綵作るゆ名絲勝とのへり 事物異名録 巻十六服飾部 房基ゲ作

おハんたり○今のまげいとひとハおい安永の間踊子と唱へて酒宴の席へもちねをを酌をる小女子・橋町おあまさ住けるお席へゆるおハ美妓の振袖お

て人柄ときをかをらゞ青樹とそ其中お有名・をどり子緋縮緬の九ゞげろまるお金糸の紐をつけたるを島田の髷へはまびてかざりとおりけるお紙の平ゆと

ゆひよりハ美おて艶をを踊り子ども皆九縫のまげゆひおりしゆ名良家の女子も見學びけひおハ世ゑおもしと亡兄醒齊翁絵ゑまをれば髷へ

綵裁を掛る事ハ今より七十年およりの一風おり巷のち天明おハりゑ九ゞげ

おゑゑ小帛のまをを掛る便利おおりてより都會ハさゑゑ山家海村の婦女も

綵帛の須巾おゑざゑハ色見今の時猶おり此物亜土おハ・撫子 搜神記 巻七 まをを

頭巾 事物紀原 巻三 とハ 舜水朱子談綺 下 衣服部 巻 おハ「掠頭ハ絹おて廣さ一寸ばかり

帯の如くおして後より額へまハして又引くして髻へ巻く物おり」とあり此

書ハ明人舜水先生御国へ帰化して明朝の風俗をかゑゑを紀しなる

物おゑをまげゆをひハ橘町よりゑゑさゑおハ明おハありけり

廿五 釵子おハ耳掻を作り添し簪

笄おハ耳かゝのあるハ前おををしなる如くいとかんざし此耳掻ハ近し 閑窗自語 寛政の比某卿の御隨筆おるゑゑ物おハんたり「或人かゑゑを今の世をゑるのさすかんざしハ享保ゆゑ

までいあらけりとぞ考さとりかんかゝるゝ繪草子に成るゝもその頃まてかん
ざし髪搔のなごひそまべくさまを鬢まべ辺頃のあるべし又ふき人の物語と同ふ
事場の頃までい女のこゝもとゝ死もきゝ事の形ちまるまろねのかんざしさしける
まるゝ御厨所預故若狭守宗直ワ〻しろ好事のものゝ耳搔と真鍮の
うへふつけて作るしめかんざしみゝき通用なりありとありひて人ゝおもしろがる
あるめ金びろうらぬひてまぶのゝ作りをへ色こゝ成るを人々貴賤と
あくまろうねそつうさしりてあそぶ事ゝ成るを。其を文化十三年上京の時
みゝかの理髮の具はもちゐ」とあり此支他の隨筆も見也ちなを文化十三年上京の時
加茂の季鷹大人ゝまゝ〻對話しつるゝある時活花の事ゝ物びけるゝ大人
繒中閑窓自語ゝかまるゝ如くかんざしへみゝきを付るゝ宗直ぬしの創意あり
然るゝ其頃北野ゝ閑帳あり」ゝまゝ〻商人宗直の創意を製ひ梅だちに殺ゝ
みゝかある銀のかんざしを北野の社内ゝ賣けるゝ人々めてこゝ中なるゝみゝ

うきある簪世ゝまゝ今ゝかんざしこゝへゝ耳搔ある物ゝまゝ今ゝげのこゝりさす
ゝ人のかんざし唐人ゝ日本の女ゝ耳の穴ゝとありべしと大笑ひ
なる支あゝき件の説ゝ拙ゝ簪ゝ耳搔あり肇ゝ享保三四年の支あるべし
耳搔ゝ理髮の具とゝまゝいうべゝ

類聚雜要抄 巻四 大治二年立后御調度
のうち理髮道具の具の内ゝみゝかきの図ありゝふゝ

銀
耳決とあり
長四寸五分

今ゝ西土ゝもかんざしゝみゝかきあり

新渡の簪
▲全質銅金鍍寸法図の如くゝて裏表同様
▲金線
▲蝶彩色
▲耳搔あり

山東菴所藏

耳搔ある簪の書ゝふんなるゝ清人李王通ゝ**蚓菴瑣語**ゝあるを和解を遥
柔林の中を見ゝ一絶色少女向地て若有所覓者生徒問女曰金宅

耳簪を失生代為覓て得之草中」とあり 按ふるに簪ハいまだ
金究耳簪とてとろくるをおりへ御国の今の如くかんざしもかるるぞみく
かるるあるべうもぞとおもふる

○和漢の首飾 猶あまさ抄録かれたるものこいて 棄つ次ふ歴世の
髪の風の沿革をのべ

廿六 神代の髪の風

かよ冬事物の古今ふ沿革まる中ふ独・女ハ髪の風のみ神代ふたぐ蛮
髪を式正とまるハ繒元結の鶴亀も千歳を契る緑の黒髪いろくぬ万
代の姿実ふ慶事神の御国の験あるけるをいとくたくとうける▲をもく神代
の髪の風ハ男ハ髻をバ一ツふ結て二ツふ左右へ綰櫛ふて貫き為・糸ふ結ぶ
なるをもまこひて飾とまる支櫛の条ふ今如く伊邪那岐尊左右の御髪ふ
湯津津向櫛を刺せ給ひ御髻ふ黒御鬘を掛け玉ひ〜ふて御髪の形状を

推量まべ〜・さて又神代の女の髪ハ今の世の式正とまる蛮髪ふ少〜も違とを
其証拠ハ 神代巻上冊 ふ天照大神御弟の素戔嗚尊国を奪んの志ありと
きこ〜めて軍の用意の為ふ俄ふ男の姿ふ成り玉ひ〜まをを「結髪為髻
縛裳為袴便以八坂瓊之吾百筒御統纏其髻鬘及腕又背
負千箭靫」下 畧とあり・髪を結て髻と為・とあるふて常ふハ蛮髪ふ
支明く男の髪の結のあぐ風もまらる五百筒御統いかの玉の鬘ふ及
腕ふ纏とあるべ腕ふも玉をまとひてかざりとまる事をまべ〜此支のつぐ
素戔嗚尊の左り髪結右の結とハ詞あり髪を左右ふわぐ孫ゆ事ふて灼然あり
・さて神代の女ハ髪をたしなむ風人王とありてもかくまべ〜証拠ハ人王十二代
景行天皇の王子小碓命 後日本武 ふ歳十六の時御父の命ふ従りて王命ふ
随ざる熊曽武を欺き討んとて乙女ふ扮ふ 古事記 「如童女之髪梳蛮
其結髪」とあり 按ふ歳十六ゆ成ゆ髪ハ玉ハ乙女ふ似せ 又 日本書紀 神功皇后三韓・新羅・高麗

百濟ハ三韓と
の總名朝鮮を征し給んとて官軍を出し給ひ時紫の檀日の浦にて御髻
を解せ給ひ海に臨て曰吾神祇に被教皇祖の靈に頼滄海に浮渉り
躬西征せんと欲す是以今頭を海水に濯若有驗分為兩即海に入
給て洗之に自分皇后便に分結て為髻中畧假に男貞に為り給へ本文
和解摘要是なり髻をあらなめて双綰の男容に成給ひ男と見せ給三韓
を征し給ひし也繪巻にこれを皇后とえんまと是ありて此皇后とえん
髻の形状を考べく今の下げ髪も神代よりの風なる也通曉べし叔父に
中昔の髻は風の事ぞをつべし

○剃胎髪

今は世出生の小児は貴賤とも出生より七日に成る日胎髪を剃事古
風儀なり今を去る八百五十年のむかし寛弘五年八月十日一條院の中
宮彰子東門院上王子を產給へ敦成親王後後一條院第七日に成る日御產剃

あり事を榮花物語初花の巻に「うちより白酒ひあさぎりもえ出給へる
若宮出生の子也のほとりさかりあるせいあるめとりらる其の日ぞ若宮後
の御髪髮をめてたなでまつりせ給へ「をぐせらる」とあり本文ことさらに剃事のあと
「たてある也」是七日に成る日なれば產剃の日限今に成ぬ
○此中宮は関白道長公の活女なり此物語の本文に「うちより白酒ひとあ
へ一條院より中宮の活產所へのぼらひ也さまを親の絆ぞ王子を產
給へりを今に比て女中達いとくはりあるもあるめり此下に出
婿聘の変の下にあつべし又此比及ば產剃も今の如く剃刀は用ひず
其の事は義に次の考に出せん

歷世女裝考卷二終

国立公文書館
National Archives of Japan